

グループホーム田沢の家 利用料金表

グループホーム入居利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	753	788	812	828	845
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	6	6	6	6	6
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
1日あたりの利用料金	2,859	2,894	2,918	2,934	2,951
1月あたりの利用料金	85,770	86,820	87,540	88,020	88,530
初期加算（30日間） ※2	30	30	30	30	30
若年性認知症利用者受入加算 ※3	120	120	120	120	120
退居時相談援助加算 ※4	400	400	400	400	400
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178				

グループホーム入居利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,506	1,576	1,624	1,656	1,690
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	12	12	12	12	12
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
1日あたりの利用料金	3,618	3,688	3,736	3,768	3,802
1月あたりの利用料金	108,540	110,640	112,080	113,040	114,060
初期加算（30日間） ※2	60	60	60	60	60
退居時相談援助加算 ※4	800	800	800	800	800
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178				

グループホーム入居利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	18	18	18	18	18
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
1日あたりの利用料金	4,377	4,482	4,554	4,602	4,653
1月あたりの利用料金	131,310	134,460	136,620	138,060	139,590
初期加算（30日間） ※2	90	90	90	90	90
退居時相談援助加算 ※4	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178				

介護予防グループホーム入居利用料（1割負担）（単位；円）

利用料項目	要支援2
基本報酬	749
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	6
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	2,855
1月あたりの利用料金	85,650
初期加算（30日間） ※2	30
若年性認知症利用者受入加算 ※3	120
退居時相談援助加算 ※4	400
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178

介護予防グループホーム入居利用料（2割負担） 単位；円）

利用料項目	要支援2
基本報酬	1,498
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	12
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	3,610
1月あたりの利用料金	108,300
初期加算（30日間） ※2	60
退居時相談援助加算 ※4	800
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178

介護予防グループホーム入居利用料（3割負担） 単位；円）

利用料項目	要支援2
基本報酬	2,247
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	18
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	4,365
1月あたりの利用料金	130,950
初期加算（30日間） ※2	60
退居時相談援助加算 ※4	800
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の178

【利用料金項目※1～5の内約】

- ※1 事業所の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合に、1日につき算定します。
- ※2 入居した日から30日以内の期間について、1日につき算定します。また、医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も算定します。
- ※3 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※4 利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅において居宅サービス等を利用する場合、退居時に利用者及びその家族等に対して居宅サービス、その他の保健医療サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から2週間以内に市町村、地域包括センター等に必要な情報を提供した場合に、1回を限度として算定します。
- ※5 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、入居者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の178に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。

その他の料金

(単位 ; 円)

理美容代		電気代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	電気毛布 (1ヶ月分)	240
カットと顔そり (女性)	2,200	文書料	
調髪と顔そり (男性)	2,500	簡易な証明書	1,000
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	入居証明書	3,000
調髪 (男性)	2,200	ドライクリーニング	実費相当額
丸刈り (男性)	2,000	利用者の選択による	実費相当額
パーマ	4,300	日常生活品費 注1	
白髪染め	2,800		

注1 ただし、事業所で準備している日常生活品 (別紙) をご利用いただける場合は個人負担はありません。